

音楽著作権を用いた資金調達

その問題点～管理事業者の視点から

社団法人日本音楽著作権協会
常任理事 菅原 瑞夫

課題 1 著作者との音楽出版契約（著作権譲渡契約）

- 音楽出版契約の目的は利用の開発 → 著作者の理解
- 音楽出版契約は、留保付き譲渡 → 契約終了時には権利返還
- 著作者への使用料再分配債務 → 勝手な処分はできない

課題 2 JASRACの著作権信託契約

- 楽曲ごとの信託条件の付与は不可
- 信託財産となった著作権の譲渡禁止
- 原則 自益信託 ※ 受益権分割は不可
- 原則 分配請求権の譲渡・質入禁止

資金調達の実現に向けて

- 音楽著作権を用いた資金調達の需要がどれだけあるか
 - 著作者側の理解がどれだけあるか
 - 著作権管理上支障を生じないスキームがあるか
- ※ JASRACは多くの委託者の要請があれば信託契約約款を変更する
- 信託契約約款変更の必要がないスキームがあれば実現性は高い